

議案第 36 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

平成 28 年 12 月 22 日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第4号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月22日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                               |           |         |       |
|-----------------------------------|-----------|---------|-------|
| 別表第1（第6条関係）                       |           |         |       |
| 専決事項                              | 部長        | 教育監又は次長 | 課長    |
| (略)                               |           |         |       |
| (8) 育児休業及び部分休業の承認に関すること。          | 教育監<br>次長 | 課長      | その他職員 |
| (9) 自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認に関すること。    | 所属職員      |         |       |
| (略)                               |           |         |       |
| (11) 介護休暇の指定期間の指定及び介護時間の承認に関すること。 | 教育監<br>次長 | 課長      | その他職員 |
| (12)～(15) (略)                     |           |         |       |
| (略)                               |           |         |       |

改正前

別表第1（第6条関係）

| 専決事項               | 部長        | 教育監又は次長 | 課長    |
|--------------------|-----------|---------|-------|
| (略)                |           |         |       |
| (8) 育児休業の承認に関する事。  | 所属職員      |         |       |
| (9) 部分休業の承認に関する事。  | 教育監<br>次長 | 課長      | その他職員 |
| (略)                |           |         |       |
| (11) 介護休暇の承認に関する事。 | 所属職員      |         |       |
| (12)～(15) (略)      |           |         |       |
| (略)                |           |         |       |

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。